

## 理 由

住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 5 項に規定する「届出住宅」は、実質的にホテルや旅館と同様の宿泊機能を有するものである。

本市においては、郊外部の丘陵地に整備された開発団地において、良好な住環境が形成されている区域が多数存在しており、当該地域における住環境の保全が求められている。

また、工業地域においては、ホテル又は旅館の立地が制限されているが、「届出住宅」については現行の用途規制の対象外であるため、これが立地することで、工場等の操業に適した機能的な土地利用環境が損なわれるおそれがある。

このような観点から、住環境および工業環境の保全と調和のとれた土地利用を推進するため、本案の通り特別用途地区を決定する。